

広島県告示第六百十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定によつて、特定有害物質によつて汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和四年八月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定する要措置区域

府中市目崎町六八〇番三の一部

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第

三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

六価クロム化合物

三 当該要措置区域において講ずべき指示措置

規則別表第六の一の項の中欄に規定する地下水の水質の測定